

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(10) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

第7条の2第12号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第16条の2中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 犯罪の取締りのための情報の分析に関すること。

(7) 犯罪手口に関すること。

第17条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第21条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1総務課公安委員会事務担当室の項の次に次のように加える。

総務課取調べ監督室	第3条第10号に掲げる事務
-----------	---------------

別表第1生活安全企画課犯罪抑止対策室の項の次に次のように加える。

生活安全企画課子ども・女性安全対策室	第11条第3号に掲げる事務のうち子ども及び女性に対する性犯罪等の防止に関する事務
--------------------	--

別表第2の2の(1)奈良警察署の表中 「南 交 番」 を 「な

ら ま ち 交 番」 に改める。

附 則

この規則は、平成21年3月27日から施行する。